

軽水炉についての安全設計に関する審査指針について

昭和45年4月23日

「軽水炉につ
て」の安全基準専門部会から「軽水炉につ
て」の審査資料についての報告がある。

軽水炉についての安全設計に関する審査指針について

45原委第103号
昭和45年4月23日

頑子力季委員會長

軽水炉についての安全設計に関する審査指針について

原子力委員会は、昭和45年4月18日付けで動力炉安全基準専門部会から別添1の報告書を受け、昭和45年4月23日付けで別添2の原子力委員会決定を行なったので、ご参考までに送ります。

解水恒につけての安全設計に関する審査指針について

動力炉安全基準事門部会

専門部会における審議事項のうち、安全設計審査指針について、このたび別添のとおり
専門部会での報告する。

- 4 -

本報告書は、原子力委員会よりの諮問に応じ、原子炉安全専門審査会が原子炉設置許可申請に当たって審査の車ごとく指針についてその取りまとめを記す。

1970-1971 學年第一學期第三次定期評量

卷之三

0010706110

甲第181号証

なつたものである。

第三節

III 安全設計審查指針

1
定義指針

本指針は、まえがきに記述したような方針のもとに調査審議して作成したものであり、本指針が適用される範囲は、米国における原子力発電所に限られる。原子炉の運転許可権者は、米国原子炉安全委員会が安全審査を行なう。本指針のための監査は、米国原子炉安全委員会が実施する。そして、本指針が内容とする全条は、軽水圧力炉の安全審査上重要な事項について集約したものである。また、申請者がこれによらない場合があったとしても、理由が正当化されれば不可とされない。

(1)「原子炉冷却材圧力バウンダリ」とは、起動停止を含む原子炉の通常運転時に原子炉冷却材の存在する範囲のうち、苦惱的な事故条件下で井戸等に少しでも漏れ出されても、止まらぬ強度を持つ範囲のこと。(2)

(2)「安全保護系」とは、異常状態を検知し、それを防止あるいは抑制するため、安全保護動作を起させるよう設計された設備。および事故状態を検知し、必要な工学的安全施設の作動を開始させた設備をいう。

(3)「工学的安全施設」とは、原子炉施設の破損や故障等に起因して、燃料は溶融や大量的放射性物質の放出が可能性能がある場合に、これらを抑制もしくは防止するための機能を備えるよう設計された設備をいう。

(4)「原子炉停止系」とは、原子炉の臨界もしくは臨界超過の状態から原子炉に負の反応度を挿入することにより、原子炉を未臨界にして、停止にいたらしめたための機能を備えるよう設計された設備をいう。

(5)「单一故障」とは、単一の事象に起因して、所定の機能が失なわれるこどを指す。单一の事象とは、同一の原因によるものである。

(6)「動的機器」とは、それを含む系が本来の機能を果たす必要があるとき、機械的に動作する部分のものをいう。

(7)「燃料許容損傷限界」とは、原子炉の設計と開運して、安全設計上許容され

る程度の燃料損傷でなおかつ原子炉施設の運転が継続できる限界をいう。

2 原子炉施設全般

2.1 準拠規格ならびに基準
原子炉施設における事故の防護ならびにその結果の抑制のために、安全上重要なかつ必須の系および機器の設計、材料選定、製作ならびに検査については安全上適切と認められる規格ならびに基準によるものであること。

2.2 敷地の自然条件に対する設計上の考慮

(1)当該設備の故障が、安全上重大な事故の直接原因となる可能性のある系および機器は、その敷地および周辺地域において過去の記録を参照にして予測される自然条件のうち最も苛酷と思われる自然力に耐え得るような設計であること。

(2)安全上重大な事故が発生したとした場合、あるいは確実に原子炉を停止しなければならない場合のこととく、事故による結果を軽減もしくは抑制するために、安全上重要なかつ必須の系および機器は、その敷地および周辺地域において、過去の記録を参考にして予測される自然条件のうち最も苛酷と思われる自然力と事故荷重を加えた力に対し、当該設備の機能が保持できるような設計であること。

2.3 耐震設計

原子炉施設は、その系および機器が地震により機能の喪失や破損を起こした場合の安全上の影響を考慮して重要度により適切に耐震設計上の区分がなされ、それぞれ重要度に応じた適切な設計であること。

3 炉心設計

原子炉の炉心は、予想される運転上の過渡状態を含む、平常運転時に燃料の許容損傷限界を超えることなくその機能を果たし得る設計であること。

4 計測制御設備

4.1 制御室

いかなる原子炉事故発生の際にも従業員が制御室内にとどまり、事故対策操作が可能であるような設計であること。

4.2 原子炉停止系

- (1)高温待機状態または高温運転状態から燃料の許容損傷限界を超えることなく炉心を未臨界にでき、かつ高温状態で未臨界を維持できる少なくとも2つの独立した原子炉停止系を有する設計であること。
- (2)原子炉停止系の少なくとも1つは予想される運転上の過渡状態を含む平常運転時においても燃料の許容損傷限界をこえることなく、炉心を未臨界にでき、かつ高温状態で未臨界を維持できるような設計であること。
- (3)原子炉停止系の低温状態における反応度停止余裕は、完全に炉心の外に

引き抜かれた時、最も反応度効果の大きい制御棒1本の有する最大価値よりも、大きくなるような設計であること。

(4)原子炉停止系の少なくとも1つは、予想される原子炉事故状態において炉心を未臨界にでき、かつそれを維持できるような設計であること。

(5)原子炉停止系は、不測の制御棒1本の連続引抜き(制御棒の逸出事故でははない)のような単一誤動作に對しても、燃料の許容損傷限界をこえることなく対処できる設計であること。

(6)制御棒の最大反応度価値および反応度増加の最大速度は予想されるいかなる反応度変化に対しても原子炉冷却材圧力バウンダリを破壊せず。また非常用炉心冷却却が有効でなくなるほど炉心支持構造物または他の圧力容器内部構造物を破壊しない設計であること。

4.3 安全保護系

(1)安全保護系は、その系を構成するいかなる機器またはチャンネルの單一故障、あるいは使用状態からの單一の取り外しきをおこなっても、保護機能を失なう結果にならないよう重複性をもつ設計であること。

(2)安全保護系は、その系を構成するチャネル相互が分離され、また計測制御系からも原則として分離されているような独立性をもつ設計であること。

(3)安全保護系は、重複性を実証するため、原子炉の運転中に試験ができるよう設計であること。

(4)安全保護系は、駆動源の喪失、系の遮断等の不利な状況になつても最終的に安全な状態に落着くよう設計であること。

5 原子炉冷却材圧力バウンダリ

(1)原子炉冷却材圧力バウンダリとなる系および機器の部分は、予想される異常状態に起因する急激な炉心への反応度付加にもじづく専用にに対してても破壊することのないような設計であること。

(2)原子炉冷却材圧力バウンダリとなる系および機器の部分は、脆性破壊を防止するためその最低使用温度が、使用される材料の脆性遷移温度にある値を加えた温度以上となるよう設計であること。

(3)原子炉冷却材圧力バウンダリとなる系および機器の部分は、その健全性を評価するための試験および検査ができるような設計であること。

6 工学的安全施設

6.1 工学的安全施設全般

- (1)工学的安全施設は、單一動的機器の故障を仮定した場合でも、当該施設の所定の安全機能を果たさうのように多重性を有する設計であること。
- (2)工学的安全施設の動的機器は、安全性がそこなわれていないことが示されないかぎり共用されない設計であること。

(3)非常用炉心冷却系および原子炉格納容器圧力低減系については、1系統で所要の性能を十分発揮できるものが少なくとも2系統を有する設計であること。

(4)工学的安全施設の重要な部分は、物理的検査が可能なよう。また、系統の性能試験が定期的に行なえるような設計であること。

6.2 非常用炉心冷却系
常用炉心冷却系は、原子炉冷却材圧力バウンダリ内のいかなる寸法の配管破断による冷却材喪失事故に対しても燃料被覆の溶融を防止できるよう設計であること。

<参考>

6.3 原子炉格納設備

6.3.1 定義

(1)原子炉格納設備は圧力低減系とあいまって原子炉冷却材圧力バウンダリのいかなる寸法の配管破断による冷却材喪失事故に対しても、事故後の最大想定工エネルギー放出に起因する圧力と温度に耐え、かつ、所定の漏洩率をこえることのないような設計であること。

(2)原子炉格納設備として、フェライト系鋼材を用いる場合耐圧構造となる主要部分は、脆性破壊を防止するため、原則として、その最低使用温度が使用された材料の脆性遷移温度にある値を加えた温度以上の設計であること。

(3)原子炉格納設備の機能保持のため事故時に閉鎖が要求される貫通部は重複した隔壁弁等を有する設計であること。

(4)原子炉格納設備は、その漏洩率を必要な場合試験できるような設計であること。

6.4 非常用空気淨化系
常用空気淨化系は、フィルタおよびランピング材の性能を確認するための試験検査ができるような設計であること。

7 非常用電源設備

非常に重要な設備は、単一動的機器の故障を仮定しても、工学的安全施設や安全保護系等の安全上重要かつ必ずしも機能を果たすに十分な能力を有するもので、独立性および重複性を備えた設計であること。

8 核燃料貯蔵施設

- (1)核燃料物質の貯蔵施設は臨界事故を防止できるような設計であること。
- (2)使用済燃料貯蔵施設は、その崩壊熱による燃料の損傷が防止できる設計であること。

9 放射性廃棄物処理施設
放射性廃棄物処理施設は、平常運転時に周辺への放射性物質の放出を管理し必要期間保留在できる適切な能力をもつような設計であること。

10 放射線監視施設
放射線監視施設は、平常運転時および事故時に、発電所の周辺へ放出される放射性物

質を、適切に監視できるような設計であること。

6.3.2 動力炉安全設計審査指針解説

1 定義

(1)原子炉冷却材圧力バウンダリ

①「原子炉冷却材圧力バウンダリ」とは、次の範囲をいう。
(イ)原子炉圧力容器およびその付属物(本体に直接つけられるもの、制御構造機器アタッカ、ハウジング等)

(ロ)原子炉冷却回路を構成する機器、配管(冷却材ポンプ、蒸気発生器、水管、管板、管、加圧器配管弁等)。ただし、直接サイクルBWRの主蒸気管および給水管では原子炉側から見て第2隔壁弁を含みそここまで。

(ハ)接続配管

a 通常開、事故時閉のものは、原子炉側から見て、第2隔壁弁を含みそこまで。

b 通常開、事故時閉のものは、原子炉側から見て、第1隔壁弁を含みそこまで。

c 通常開、冷却材喪失事故時間の非常用炉心冷却系なども同じに準ずる。「隔壁弁」とは、遠隔操作の可能なものがおよび自動動作の電動弁、空気作動弁、逆止弁とする。

なお、通常運転時に使用される原子炉冷却材補給系によって、外部電源喪失を仮定しても破断時の流量において、補給するにとどまらない十分可能な計測制御用配管のようないくつかの口径の配管は圧力バランスリとは考えない。

②「苛酷な事故条件下」とは、制御構落下あるいは冷水の炉心注入などによるいわゆる反応度事故の場合をいう。

(2)安全保護系
安全保護系には、次の2つがあり、いずれの場合も検出器から動作装置入力端子までの範囲をいう。

①原子炉緊急停止系を作動させたための信号回路
なお、「原子炉緊急停止系」とは、原子炉の緊急停止(制御棒によるスクラム等)を行なう原子炉反応度制御系をいう。

②非常用炉心冷却系、格納容器隔壁弁、格納容器圧力低減系、非常用空気浄化系等の工字的安全部設置の作動を行なわせるための信号回路。

(3) 工学的安全施設とは、安全評価において効果を期待した非常用炉心冷却系、格納容器（隔壁弁を含む）格納容器圧力低減系および非常用空気浄化系等をいう。

(4) 動的機器
「動的機器」とは、例えば弁、ポンプ、しゃ断器リレー等をいい、これに対して「静的機器」とは、例えば、タンク、配管等をいう。

(5) 燃料許容損傷限界

①「原子炉の設計と関連して」とは、原子炉自体の熱的、水力学的な設計基礎の設計上の差異等も勘案すべきことという。
 ②「安全設計上許容される程度の燃料損傷」とは原則的には燃料被覆の破損を防止でき、かつ燃料材自体も新しい溶融材で防止できることをいう。
 しかし、実際には、完全にこれを満足させることは難しく、設計上および製作の誤差ないしは偏差範囲を限度にどつてよく、炉内での冷却能力が十分確保できる構造、配管の維持ができる、かつ、放出放射能量が極めて少ないものであれば、一部燃料被覆の破損程度までは許容限界内とみなさう。
 これめやすとしては、燃料および被覆の最高温度、最大熱流束、最小限界熱流束比(MC-HFRまたはmin DNR)、最大熱流量、最大変形量・一次冷却材放射能濃度等に関する設計基礎、予測値が適宜判断の基礎となる。

2 原子炉施設全般

2.1 準則規格ならびに基準

①「事故の防止ならびにその結果の抑制のために安全上重要なつ必须の系および機器」の対象範囲は原子炉施設の設計ごとにそれ異なるものであるので、各設計ごとに異なる範囲を提示させて確認することが必要である。
 原則的には、原子炉冷却材圧力バランスを形成する系の設備、工学的安全施設の構成設備等が対象となる。

②「安全上適切と認められる」とは、原則として現行国内法規にもとづく規格基準をたてまえとする。外國の基準による場合あるいは規格基準で一般的でないものを適用する場合は、それらの規格基準の適用の根拠、国内法規にもとづく規格、基準との対比、適用の妥当性等を明らかにする必要がある。

③「規格ならびに基準によるものとする」とは、対象となる設備について、設計、材料選定、製作および検査に際して準拠する規格、基準をリストアップすることなどにより、明らかにしておくことを必要条件とする。

2.2 敷地の自然条件に対する設計上の考慮

(1) の規定について

①「安全上重大な事故の直接原因となる可能性のある系および機器」とは、重大事故、仮想事故として評価の対象となる原子炉冷却材喪失事故の直接の原因となる冷却材圧力バウンダリに属する機器、配管などをいう。

②「予測される自然条件」とは敷地の自然環境をもとに、地震、洪水、津浪、風(または台風)、凍結、積雪等から適用されるものという。

③「自然条件のうち最も苛酷と思われる自然力」とは、対象となる自然条件に対応して、過去の記録の信頼性を考慮のうえ、少くともこれを下まわらない苛酷なものを選定して設計基礎とするものという。

なお、自然条件のうちのそれぞれのものは、出現頻度、程度、継続時間等に関する過去の記録を参考にして設計上適切な余裕が考慮される場合には、必ずしも異種の自然条件を重畠して設計基礎とする必要はない。

(2) の規定について

①「事例による結果を経験もしくは抑制するために安全上重要なつ必须の系および機器」とは、例えば周辺公衆の安全確保のための最終防壁となる原子炉格納容器等をいう。
 ②「自然条件のうち最も苛酷と思われる自然力と事故荷重を加えた力」とは、例えば、原子炉格納容器に關して、地震力と原子炉冷却材喪失事故後の内圧による荷重を加算して設計荷重計算を行なうことなどをいう。

③事故荷重の継続時間が短い場合には、必ずしも事故荷重と自然条件を重量して設計基礎とする必要はない。

2.3 耐震設計

「重要度により適切に耐震設計上の区分がなされ」とは、すなわち

Aクラス—その機能喪失が原子炉事故をひきおこすおそれのあるもの、および原子炉事故の際に放射線障害から公衆をまもるために必要なものの
 Bクラス—高放射性物質に關するものでAクラスに属する以外のもの
 Cクラス—AクラスおよびBクラスに属する以外のものにより、建物、機器設備が分類されることをいう。
 なお、Bクラスのうち原子炉格納容器、原子炉停止装置は、Aクラスに適用される地震力を上まわる地震力について機能の維持が出来ることを検討する必要がある。

3 炉心設計

①「予測される運転上の過渡状態」とは、比較的起る可能性の大きい運転上の過渡状態まで含むものとする。
 例えば全外部電源喪失、冷却材循環ポンプの電源喪失による停止、タービン発電機トリップ、原子炉冷却系の隔離停止などをいう。

②「機能を果し得る設計」には、設備の信頼性が十分証明できるものであれば、非常用給

水設備、原子炉停止設備、原子炉冷却設備（自然循環等）崩壊熱除去設備の適切な運転、効果を期待してもよい。

ただし、原子炉の設計においては、原子炉出力の過度時の変化に対する制御を容易とするため、ドップラ効率減衰率、温度係数、減速材ボイド係数、圧力係数などを総合した反応度出力係数が、過度状態のもとで、抑制効果を持つよう正にならない設計となっていることが原則として必要である。

4 計測制御設備

4.1 制御室

制御室は、発電所の平常運転時はもちろん、重大事故、仮想事故を含むその発電所で考えられる事故発生時にも、従業員が制御室内にとどまり発電所の安全を維持するための操作および事故対策操作が可能であるようなく燃設計、しゃへい設計および換気設計がなされなければならない。

こういった事故対策操作とは、事故時に原子炉を停止させるとともに、核分裂生成物の発電所外への放出を抑制するために必要な操作をいふ。

なお、何等かの原因で制御室に接近できない場合の対策として制御室外から原子炉の高温停止が出来ることが望ましい。

4.2 原子炉停止系

(1) の規定について

現在軽水炉で採用されている制御棒と可溶性毒物系(BWR)の液体毒物注入系、PWRのケミカルシム等)は、その性能から見てこの条件を満足する原子炉停止系と考えられている。

なお、原子炉停止系自身が独立な機能の停止機構をもち、その数が高温停止に必要な数に比し十分な余裕をもつている場合には、実質的に幾つかの独立した停止系とみなせる。

(4) の規定について

「予想される原子炉事故状態」とは、原子炉1次系配管の破断時で工学的安全施設の单一故障を仮定した状態まで含む。

(5) の規定について

この場合安全保護系としては関連保護系を含めて考えてよい。

(6) の規定について

反応度事故による圧力バウンダリおよび構造物の機械的破損の程度は、核的逸走により燃料内で発生したエネルギーが燃料から外部へ放出される量およびその速さに關係する。現在のところこのエネルギー放出モードは、燃料の到達したピーコエンタルリビにより特づけられるという実験データが得られていてので、これと事故時の燃料エンタルビおよびそのエンタルビに達した燃料の量とともに、この時の制限が守られているかどうかを判断する。

なお、こういう制御棒の最大反応度価値とは、この値を制限する装置が設けられている場合には、その作動を考慮してもよい。

4.3 安全保護系

(1) の規定について

「チャンネル」とは、保護動作に必要な单一の信号(例えば炉心スプレイ系の起動信号)を発生させるために必要な構成要素(抵抗器、コンデンサー、トランジスタ、スイッチ、導線等)およびモジュール(内部連結された構成要素の集合体)の配列をいう。

「必要期間」とは、原則的には長い期間であるほど好ましいが、実用上、予測される放射性物質の種類、量とのかねあいで、余裕のある仮定のもとの評価により必要期間をいう。

(3)の規定について
この場合2系統は異なる方式のものが望ましい。

- (4)の規定について
 ①「物理的検査」としては、観察検査あるいは補助的方法としての各種の非破壊検査を考える。
 ②「可能なように」とは、例えば接近できるようとか、接近できなくても遠くから検査できるようになつてることをいう。
 ③「系統の性能試験」とは、必らずもノズルからの吐出能力試験を意味するものではなく、たとえばバイパス配管を通しての流動試験でもよい。

6.3 原子炉格納設備

(1)の規定について
 「事故後の最大想定エネルギー放出」とは、仮想事故時に放出されるエネルギーを考える。

(2)の規定について
 「ある値」とは、さしあたって17degをとることが望ましい。

(3)の規定について
 ここでいう「隔壁弁等」とは、隔壁弁など隔壁機能を有する装置をいう。
 なお、平常運転時に閉鎖している貫通配管には2重の隔壁弁をもうける必要はない。

7 非常用電源設備

①「單一動的機器の故障」の対象には、非常用内部電源設備では、これを構成するしや断器、制御回路の操作スイッチ、リレー、非常用発電機等のうちいずれか一つのもの不動作や故障をとるものとする。

②「所定の機能を果たすに十分な能力を有するもの」とは、原子炉緊急停止系、工学的安全施設等の事故時の安全確保に必要な設備を、それぞれが必要な時期に要求される機能が発揮できるように作動させようとする容量を具備することをいう。

③「独立性および重複性」とは、單一動的機器の故障を仮定した場合にも、要求される安全確保のための機能が害されることのないよう、非常用発電機を2台とするなどにより、十分な能力を有する系をつ以上とし、かつ、一方が不作動となるような不利な状況下においても、他方に影響をおよぼさないように回路の分離、配線上の隔壁などによる独立性の確保が設計基礎とされることをいう。

8 核燃料貯蔵施設

(1)の規定について
 「臨界事故の防止」とは、平常状態はもちろん、予想される外的条件が加わっても臨界に到らないよう防止対策がなされていることをいう。

9 放射性廃棄物処理施設